

平成 24 年 4 月土庄町議会臨時会会議録

土庄町告示第 22 号

平成 24 年 4 月土庄町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 24 年 4 月 3 日

土庄町長 岡 田 好 平

- 1、期 日 平成 24 年 4 月 6 日（金）
- 2、場 所 土庄町役場 議場
- 3、議 題 付議事件
 - (1) 東日本大震災で生じた災害廃棄物の広域処理の推進等に関する意見書
 - (2) 東日本大震災で発生した災害廃棄物の受け入れに関する決議
 - (3) 上川正衛議長の不信任決議案
 - (4) 藤本誠助副議長の不信任決議案

平成 24 年 4 月 6 日（金曜日） 午後 3 時 30 分 各議員着席

○議長（上川正衛君）

本日は、ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど報道関係者より報道のため、臨時会開催中の撮影をしたい旨申し出がありましたので、土庄町議会傍聴規則第 8 条ただし書きの規定により、撮影の許可をいたしました。皆さまのご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今臨時議会招集のご挨拶がございます。

○議長（上川正衛君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

本日、平成 24 年 4 月土庄町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の提案の議題につきましては、地方自治法第 101 条第 3 項の規定により

請求があった 4 件でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。招集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（上川正衛君）

本日 4 月 6 日 15 時より議会運営委員会を開催いたしまして、今臨時議会の運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（上川正衛君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。本委員会は、4 月 6 日、午後 3 時から委員会室におきまして、議会運営委員会を開催いたしました。今期 4 月臨時会の会期、日程について協議をいたしました。その結果について、ご報告を申し上げます。

まず、会期でございますが、本日 1 日といたしたいと思います。

次に会議の進め方でございますが、発議第 1 号、東日本大震災で生じた災害廃棄物の広域処理の推進等に関する意見書、発議第 2 号、東日本大震災で発生した災害廃棄物の受け入れに関する決議、発議第 3 号、上川正衛議長の不信任決議案及び発議第 4 号、藤本誠助副議長の不信任決議案の提案理由の説明、質疑、討論、採決を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からのご報告といたします。

平成24年4月6日（金曜日）午後3時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（川本貴也君）
7 番（泊 満夫君）	8 番（山本良熙君）	9 番（三枝邦彦君）
10 番（井上正清君）	11 番（川口幸路君）	12 番（太田和博君）
13 番（藤本誠助君）	14 番（上川正衛君）	

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡田好平）	副 町 長（千葉三郎）
教 育 長（藤本義則）	総務課課長補佐（川田順也）
企 画 課 長（糸 英彦）	税 務 課 長（中井俊博）
福 祉 課 長（須浪宏和）	健康増進課長（坂本正樹）
住民環境課長（椎木 孝）	人権対策課長（澤田 穰）
建 設 課 長（樋口英士）	農林水産課長（前田満照）
商工観光課長（宮原正行）	教育総務課長（宮原隆昌）
生涯学習課長（南堀英二）	病院事務長（三木俊明）
水 道 課 長（川本公義）	出納室課長（木下公明）
債権管理室課長（岡田耗使）	総務課係長（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（中村友幸）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

平成24年4月土庄町議会臨時会
議事日程（第1号）

（平成24年4月6日招集）

平成24年4月6日（金曜日）午後3時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 発議第 1号 東日本大震災で生じた災害廃棄物の広域処理の推進等に関する
意見書
- 第 4 発議第 2号 東日本大震災で発生した災害廃棄物の受け入れに関する決議
- 第 5 発議第 3号 上川正衛議長の不信任決議案
- 第 6 発議第 4号 藤本誠助副議長の不信任決議案

開会、開議

○議長（上川正衛君）

ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、今臨時議会は、本日 1 日を予定いたしております。運営等につきましては、スムーズに審議が出来ますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は、14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 24 年 4 月土庄町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（上川正衛君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 12 番 太田和博君、13 番 藤本誠助君を指名いたします。

会期の決定

○議長（上川正衛君）

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日と決しました。

議員提案、提案理由の説明（発議第 1 号）

○議長（上川正衛君）

日程第 3、発議第 1 号、東日本大震災で生じた災害廃棄物の広域処理の推進等に関する意見書については、議員提案であります。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（上川正衛君）

3 番 山田建之君。

○3 番（山田建之君）

東日本大震災で生じた災害廃棄物の広域処理の推進等に関する意見書。上記の案件を別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出いたします。平成 24 年 4 月 6 日、土庄町議会議長、上川正衛殿。提出者、土庄町議会議員、山田建之、賛成者同、川口幸路、同、泊満夫、同、川本貴也。

提出についての理由を述べさせていただきます。

東日本大震災で生じた災害廃棄物の広域処理の推進等に関する意見書。

東日本大震災から一年が経過し、被災地の復興はすべての国民の願いであるが、その最大の障害になっているのが災害廃棄物の処理である。

岩手、宮城、福島 の 3 県で、約 2,300 万トンの大量の災害廃棄物が発生し、岩手県では通常の 11 年分、宮城県では通常の 19 年分もの量となっており、その処理は喫緊の課題である。

こうした中、国は、岩手県における約 57 万トン、宮城県における約 344 万トンの災害廃棄物について、全国の自治体に広域処理を呼びかけているが、全くと言っていいほど、受け入れが進んでいないのが現状である。

災害廃棄物の処理は、東北復興の第一義的課題であり、一刻も早くその処理を進めることが必要である。

今、必要なのは、災害廃棄物の処理に協力できるよう国としてしっかりとした政策を打ち出すことである。大震災から一年という節目を迎え、国は災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく受け入れを要請したが、今後はその受け入れ基準や処理方法を定め、国の責任を明確にした上で、速やかに公表し、この問題に対する地域住民の理解と納得を十分に得ることが求められる。

よって、国におかれては、災害廃棄物の実効的処理を促進するため、下記の事項について特段の配慮を講じられるよう強く要望する。記。

1.放射性物質を含んだ災害廃棄物の受け入れには地域住民の理解が不可欠で

あるため、健康被害への安全基準の精度を高め、住民の不安解消に努めること。

2.災害廃棄物の処理に関する技術的指針の明確化など、国として必要な措置を講ずること。

3.災害廃棄物の処理の促進を図るため、受け入れ環境を整えるために必要なものも含め、国の責任において全額負担すること。

4.災害廃棄物の風評被害を防ぐため、十分な情報開示・提供を行い、地域住民の理解の促進に努め、万が一、風評被害が発生した場合は、国が全額補償すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 24 年 4 月 6 日。香川県小豆郡土庄町議会。以上です。

○議長（上川正衛君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（上川正衛君）

ただいま説明のありました発議第 1 号について、質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（上川正衛君）

これより、討論、採決に入ります。

発議第 1 号、東日本大震災で生じた災害廃棄物の広域処理の推進等に関する意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（上川正衛君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議員提案、提案理由の説明（発議第 2 号）

○議長（上川正衛君）

日程第 4、発議第 2 号、東日本大震災で発生した災害廃棄物の受け入れに関する決議については、議員提案であります。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（上川正衛君）

3 番 山田建之君。

○3 番（山田建之君）

発議第 2 号、東日本大震災で発生した災害廃棄物の受け入れに関する決議。

上記の案件を別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出します。平成 24 年 4 月 6 日、土庄町議会議長、上川正衛殿。提出者、土庄町議会議員、山田建之、賛成者、同、川口幸路、同、みなと満夫、同、川本貴也。

提出理由を述べます。

東日本大震災で発生した災害廃棄物の受け入れに関する決議。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 という世界最大級の地震が発生し、東日本の太平洋沿岸を襲った大津波によって甚大な被害をもたらした。

その後、全国各地から被災地の復旧・復興に向けてさまざまな支援が続けられており、わが町でも緊急消防援助隊や職員の派遣、義援金や救援物資の受付・搬送などの支援を行ってきた。

しかし、いまだに膨大な量の災害廃棄物が処理されずに積み上げられている状況であり、復旧・復興に向けて大きな障害となっている。被災地の 1 日も早い復旧・復興のためには、こうした災害廃棄物の処理が求められているところ

であるが、放射能汚染に対する懸念等から、災害廃棄物受け入れに対しては、国民の間でも賛否が分かれている。また、国からの要請は、重く受け止めなければならぬが、判断材料が足りないのが現状である。

よって、東日本大震災において発生した災害廃棄物の受け入れに関し、本町議会は、本町に対し、まず、国や香川県をはじめとする関係機関と十分協議し、放射線量の測定等十分な体制を整え、住民の不安解消のため情報公開に努め、説明責任を果たすとともに、その上で本町として出来ることを積極的に行うことを要請する。平成24年4月6日。香川県小豆郡土庄町議会。以上です。

間違えました。賛成者、土庄町議会議員、泊満夫です。みなと間違えました。失礼しました。

提案理由に対する質疑（発議第2号）

○議長（上川正衛君）

ただいま説明のありました発議第2号について、質疑のある方はご発言願います。

○議長（上川正衛君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

2番濱中です。

提案者に対して質問をしたいと思います。

まず、今回受け入れを決議するという文書の中でですね、受け入れる品物ですね、国から要望があった岩手県57万トン、宮城県344万トン、計400万トンの一部を現有施設で受け入れることを目指し、目的としているのか、若しくは2,300万トンの一部を受け入れようとしているのかお尋ねします。

○議長（上川正衛君）

提案者、3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

私の提案は受け入れに対してですね、土庄町においてですね、十分協議をして今からですね、受け入れられるか入れられないかというような状況を審議をしたうえで決めたいと思っております。で、受け入れられるのであれば、できるだけ多く受け入れたいと思います。数量のほうは、今のところ分かりません。それから、現有施設は、受け入れは不可能です。現実に土庄町の最終処分場小江地区にあるのは、もう満杯状態で10年ほど延期をした状態です。ここへ受け

入れるということは不可能です。

それから、木くずについてはですね、旧池田町にあります焼却場において、燃やすということは考えられますけど、現在のところ非常に老朽化しております。老朽化したうえで、修繕もいっぱいしておりますので、そういう観点から広域組合ですので、小豆島町の理解は得られないと思いますので、これは無理やと思います。

そういう中で新しく、新設という形で町の所有地かで新設ということをお考えたらどうかと思っております。以上です。

○議長（上川正衛君）

ほかにございませんか。

○議長（上川正衛君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

この決議の中でですね、放射線量の測定等十分な体制を整えということになっているんですけども、これは、土庄町としてやるんですか、それとも国の、国が放射線量の測定を行うということなんでしょうか。

○議長（上川正衛君）

3 番 山田建之君。

○3 番（山田建之君）

放射線量の測定については、当然としてですね、国が行うべきだと思います。

それから、排出する場所によってですね、それぞれ放射線の量が違うと思いますので、排出する市町村または県も同様に放射線量についての測定はしてもらわないかと思っております。

それと同時に持ち込むことが可能になった場合はですね、土庄町においても国の支援をもらって測定するべきじゃないかと思っております。ただこれ、持ち込むというのは、今は、そこは決定でないわけですから、今から調査してやったらどうかというところであります。

地元の反対とかそういうものがあつた場合は、恐らくできないと思います。ただ、そういう姿勢を見せないかんのじゃないかなと思っております。以上です。

○議長（上川正衛君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

現段階で町としてもですね、被災地のがれきの受け入れ、被災地の救済ということについては、全力を尽くされていると思います。

そのうえで前回ですね、小江の瀬戸内砕石の跡に業者からですね、持ち込みを、がれき持ち込みをしたいという申し入れがあった際に、土庄町としては冷静な判断を行っております。私は今の態勢で町として進めていただけたらと考えております。

○議長（上川正衛君）

ほかにございませんか。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、発議第 2 号についての質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 2 号）

○議長（上川正衛君）

発議第 2 号、東日本大震災で発生した災害廃棄物の受け入れに関する決議について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

私はですね、国・県から要望があった 400 万トンの一部を町の施設で、できる限り受け入れてあげたらいいと思います。

しかしながら、放射能を含む放射性物質ですね、含む 2,300 万トンの一部を土庄町で受け入れることについては、反対でございますので、その反対の理由を述べさせていただきたいと思います。

まず最初に、わが町のこれから生きていく方針というんですか、活性化につきまして考えた場合にですね、町は、土庄町は美しい自然とか、きれいな海とか、きれいな空気とかそういうものを基礎としてですね、観光産業、それから第 1 次産業を中心とした食品産業、それから福祉産業ですね、これらを中心としたまちづくりを今後進めていこうということを言ってます。それで、美しい自然とか、きれいな海、きれいな空気というのは、本当はよく分かりません。ほとんどは感覚的な問題であり、心の問題ではあると思います。そういう中で

廃棄物、がれきですね、というものが小豆島に陸揚げされて埋め立てる、若しくは焼却するとそういうふうな事態を想定した場合、島の住む人、それから島を訪れる人、それらの人にとっては非常に落胆することだと思います。

それから、豊島では産業廃棄物の不法投棄事件がありました。この不法投棄事件の中で私たちが学んだこと、反省したこと、これからのこと、そういうことを述べてみたいと思います。

豊島の産業廃棄物、不法投棄事件は、昭和 53 年に香川県が 1 ヘクタールのミミズの養殖場を産業廃棄物の処理場として行うことについて、香川県が許可したというところから不法投棄事件は始まりました。不法投棄が始まって私たちはずっと反対というんですか、香川県について不法投棄ではないかということ言っていたんですが、香川県のほうは、月にいっぺんくらいは、検査に入りながら最終的には 90 万トンにもものぼる不法投棄を見過ごしたわけでございます。なぜ、そういうことが行われたかということなんですが、ひとつはですね、産業廃棄物の不法投棄とか、その監視、産業廃棄物の監視が大変に難しいということでございます。例えば、わが町にそういう施設ができて、その監視について、完全にやるということは難しいことだと思います。まず、その企業はですね、その敷地に立ち入ることを許しません。だから、私たちが例えば企業の不法投棄とか、そんなんを見つけてもですね、なかなか敷地内に入れないという状況がございます。それから、豊島の事件に限りましては、業者が暴力的で脅迫なんかを日常茶飯事やってました。私も本人から殺してやると言われたことがあります。そういう脅迫とか暴力ということも豊島事件にはありました。

○議長（上川正衛君）

濱中議員に言います。

簡潔明瞭にお願いいたします。

○2 番（濱中幸三君）

分かりました。

それから、持ち込まれた廃棄物の件に関しまして、専門的な知識を我々は持っていません。だからそれが、良いのか悪いのかというのは分かりません。で、もし、それを検査することになれば、検査費用が大変高額になります。そして、もし事業が始まれば、そこに雇用が生まれて、そこで生活している人のことも考えるようになりまして、非常にその、やめさす、それからそういうことが非常に困難になっております。

それから、もし埋め立てをし、焼却炉ができますと、そこから大気中に、規制値がある以下の廃棄物っていうのは、常に大気中に放流、発散されるって

う状況にもなると思います。特に今回 2,300 万トンの中には、放射性物質を微量に含んだがれきもあるかと思っています。そういう中で非常に監視に対して困難ができると思います。

で、私たち豊島で、繰り返し言っていることは、2度と同じ過ちを繰り返さない。豊かなふるさとを子どもたちのために残そうと常に私たちは言っております。瀬戸内海国立公園を守っていくのは、そこに住む私たちの責任であります。今回、受け入れの決議案に対しまして、積極的に行うことを私は強く反対します。以上です。

○議長（上川正衛君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

11 番 川口幸路君。

○11 番（川口幸路君）

結論から申し上げて提案理由の賛成、賛成でございます。

理由につきましては、先ほど濱中議員が豊島の例をあげておりましたけども、そういう事実があったのも事実でしょう。それから我々が取り組む課題は、そういう問題をまず解決するという前提で進んで町のために、県のために、国のためにやる作業ですから、大いにこれは前へ向いて進んでいくということでぜひ賛成ということで、力強い賛成ということでお答えします。以上。

○議長（上川正衛君）

ほかに討論ありませんか。

○2 番（濱中幸三君）

議長。

○議長（上川正衛君）

もう、いっぺん

○2 番（濱中幸三君）

1 回だけ。

○議長（上川正衛君）

はい。どなたか別の方でしたら。

○議長（上川正衛君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

先ほど質疑の中で少し触れた部分ですけれども、国のほうのですね、放射線の基準なんかのですね、非常に住民の中からはですね、不安の声があがっております。それから、議会としてですね、補償がどうなるのか、町として補償がどうなるのかということについても、まだはっきりはしておりませんので、そうした面から考えても、今議会としてですね、町に対して受け入れ決議をあげてまで、そういうふうな実施を求める必要はないと考えます。以上です。

○議長（上川正衛君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

7 番 泊 満夫君。

○7 番（泊 満夫君）

受け入れに関する決議に対しては、賛成をいたしたいと思います。

今わが国の置かれている現状、特にこの東北 3 件の被災者、日常の生活を考えてみますと、さらには、地方自治体のまちづくりのことを考えてみますと、小豆島、確かに豊島問題ございますが、近々の課題でありまして、同胞としてやはりこの部分については、十分全国的な議論をする必要が、まだまだあると考えます。

そのためにやはり、受け入れを前提とした形でその情報を十分関係機関と協議をし、放射線量の問題についても、ここに書かれておりますように国・県・地元あるいは搬入現場、そういったところで可能な限り受け入れられるようなそういった基準値をきちっと我々自身も勉強しなければならないと考えておりますので、これはやっぱり前向きにそういった物事を取り組みながら、今後早急に解決を図らなければならないと思います。

いずれは、東海、南海、この地震によってわが町に起こりうる問題だというふうに考えておりますので、こういった大きな災害のときには、国をあげてのひとつの方向性を打ち出すためにわが町は今回の部分について受け入れに関してですね、積極的に前向きに取り組んでいくべきだというふうに考えまして、賛成意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（上川正衛君）

ほかに討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）
ほかにないようでございますので、これをもって、討論を終了いたします。

○議長（上川正衛君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
発議第 2 号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立者多数)

○議長（上川正衛君）
起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（上川正衛君）
暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4 時 01 分
再 開 午後 4 時 02 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○副議長（藤本誠助君）

再開いたします。

議員提案、提案理由の説明（発議第3号）

○副議長（藤本誠助君）

日程第5、発議第3号、上川正衛議長の不信任決議案を議題といたします。

○副議長（藤本誠助君）

地方自治法第117条の規定により、上川正衛君の退席を求めます。

（上川正衛君 退席）

○副議長（藤本誠助君）

提出者から提案理由の説明を求めます。

○副議長（藤本誠助君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

発議第3号、上川正衛議長の不信任決議案。上記の案件を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。平成24年4月6日、土庄町議会議長、上川正衛殿。提出者、土庄町議会議員、山田建之、賛成者、同、川口幸路、同、泊満夫、同、川本貴也。

上川正衛議長の不信任決議案。

本議会は、土庄町議会議長、上川正衛君に対し、次の理由により信任しないことを決議する。

理由1.現在土庄町が早急に解決していかなければならない最大の問題である土庄中央病院と内海病院との統合病院建設、病院再編問題に対して、統合病院建設場所選定について、町議会に一度も説明もなく、3月23日の議会最終日の全員協議会において、突然、小豆島町池田に決定したので了承して欲しいという話があった。議長の当該行為は、議会軽視以外何ものでもない。このような行為は、土庄町議会議長として信任に値しないものである。

2.土庄町が平成30年度には約3億円の財政赤字になるとの予測が平成23年11月24日開催の総務建設常任委員会において公表され、今後、土庄町は財政再生、財政赤字を避けることに向けて最大の努力をしなければいけない時期であ

るが、議長はその認識が著しく欠如しており、土庄町議会議長として信任に値しないものである。

これはまとめたもんですけれど、少し詳しく説明させていただきます。病院の審議の状況ですけれど、大体統合はやむなしということで議会の意見もほぼ大半が一致のほうでありました。それについて、町長に統合については、一任しましょうというようなこともありました。それから場所については、議論はありましたけれど、ここへするとかというのについてはですね、土庄町は当然として、土庄町の中央病院の近くでですね、要望するべきじゃないかという意見がありました。そういう中でですね、大半、いろいろ大半の人が考えとったんですけど、小豆島町における強硬姿勢においてですね、恐らく岡田町長、上川議長においてはですね、もう小豆島町の町長に押しまかれてね、恐らく土庄には持ってこれないんじゃないかという半分あきらめ的な考えもありました。そやけど、一応ですね、土庄町としては、提案せないかんのんじゃないかということを経験の委員のほうからも言うております。これとこれとこれは、主張せないかんと。なるならんは、別じゃないかという中で、そういうことで回答も、それに対して、小豆島町の回答も得ないかんのんじゃないかと。持ってきて欲しいという回答もありませんでした。それは、議員の方が後で討議していただいたらいいと思いますけれど、担当した人はおります。そういう中でですね、小豆島町の、こちらと、土庄町としてはですね、小豆島町の池田地区ということで決定したんですけど、同日にですね、23日に小豆島町のほうからも発表したいと。一緒に発表せないかんとということで、皆さん納得してくださいということであったわけなんです。みんなその時にですね、「いや、それは聞いてないで。」と「いっぺんぐらい審議せないかんのんとちゃうか。」と。「議会に一回もかけてないやないか。」と場所については。そういうことでかなり文句がありました。そういうのが、この病院の問題です。

私は、実は上川議長の選任に対してですね、1年前、1年近く前にですね、1票を投じた人間です。ですから、こういう荒っぽいことはしたくなかったです。このままですね、任期までやって欲しかった。そやけど、こういう中でですね、次の理由によりましてですね、荒っぽいことをやらなしゃあないなど。私、嫌われ者になってもやらなしゃあないという形でこの提案をさせていただきました。本当は本意ではありません。

土庄町はですね、今現在においてですね、先ほど説明しましたとおり、平成30年度には財政赤字になります。今、財政調整基金、まあ貯金と言いますか10億円ぐらいあります。10億円が底をついて3億円のマイナスになるということ

です。今から 6 年の間に 13 億なくなってしまうということです。

その理由としてはですね、今現在土庄町の総予算と言いますか、一般会計と特別会計と企業会計、3 つに分かれております。70 億が一般会計です。30 億が特別会計、水道と病院です。40 億が、間違えました。30 億が企業会計です。水道と病院です。40 億が特別会計です。で、40 億の中で社会保険料、それから介護などの福祉費用が約 35 億あります。この 35 億がですね、毎年 2 億 5 千万ずつ増えております。2 億 5 千万要りました。それは、その中でですね、国からは増えても半分 50%の補助があります。県から 25%、土庄町は 25%を負担せないかんわけです。2 億 5 千万の約 6 千万が土庄町の財源から出ております。こういう中がずっと続いてきております。土庄町の税収がですね、22 億ぐらいあった税収が段々段々落ちてきて、今現在 15 億円です。15 億円でですね、その中で 5 億円滞納があります。恐らくここ数年のうちに急激に増えたと思います。それは、活性化してないということです。景気が悪いわけです。そういう中をこれからどうしていかないかんか。これ、船舶に例えましたらですね、土庄丸がですね、今現在置かれている立場いいましたら、順風満帆でなぎの瀬戸内海を航海している状況ではありません。6 年先には財政赤字という台風がやってきます。財政赤字に対する台風にどういうふうにも備えないかんかと。よその港へ避難して、じっと通り過ぎるん待つかと。待てれないわけです。毎年、毎年お金は処理していかないかんわけですから。必ずこの台風、大波にぶち当たらないかんかと。そのためには、もう 6 年しか期間がないわけです。この 6 年間はですね、相当性根入れて舵取りしていかないかんわけです。この町職員、全体を含めてですね 400 人ぐらいおるんですか。副町長、300 ですか。300 ぐらいの職員がおりまして、その職員と議員もそうですけど、これ全部船に乗していかないかんわけです。大波が来るわけです。この大波に対するね、認識が船長として甘すぎるんじゃないかと。船長が町長やったら、機関長ですわな。両輪でやっておりますから。この認識が非常に甘い。これ財政赤字になりましたらですね、どういう状況になるかというのは、この前の全員協議会で副町長からありました、説明が。職員は半分カットやろと。当然議員も同じですよ。それから職員の給料は、半分カットの中から 3 分の 1 カット。そういう状況になるということは、職員の中にもそれぞれ町長や副町長から聞いとると思います。我々も議員としては、そういうふうになっていくということ聞いております。これでいいのかと。このままやっていって果たして乗り切れるのかと。沈没するんじゃないかと。そしたら今何をせないかんのかということですね、今やるべきことは自主財源を確保することがまず大事じゃないかなと思います。土庄町 2 つこれ

から選択していかないかと思ひます。1つは自主財源、自主財源と申しましたら観光産業が一番やと思ひます。外貨を獲得するわけですから。これしかない。ところがですね、観光産業の予算、土庄町の一般会計が70億円の中でですね、5,600万です。このことが、この5,600万という予算の中でですね、観光団体に対する補助金を出しております。観光協会とか小豆島観光協会にお金を出しております。運営の。実質はもっと下がるわけです。こういう金額の中でね、観光産業を振興しようと思つて何ができるんかなと。非常にお粗末な予算です。観光立町と公言しておりますけどですね、ほかの町から見たらちゃんちゃらおかしいわと、馬鹿にされている状況が耳に入ってきます。特に小豆島町より。こういう状況の中でですね、今後どういうふうにしてやっていかないかかという認識がね、上川議長は甘いと思つとるんです。非常に人格的にも人間温厚でですね、いい人です。ただ、いい人やから政治家十分できるかというたら、できないと思つたから、これをあえて嫌われ者になって出したわけです。もうひとつはですね、土庄町は、さきほどの財源の問題もありましたけど、観光産業の振興を基本的に図るまでの財源をどうするかというのを検討せないかんわけです。それは、財政支援しかないんです。盗っ人してくるわけにはいかんのですから、土庄町は。財源、財政支援してもらわないかん、国とか県に。財政支援をしてもらいながらですね、次の事業に着々と進んでいかないことにはやっていけないんじゃないかなと。この2点を、2点でですね、今土庄町の財政を運営していかないかと思ひます。町議会としましてはね、そういう実態を十分把握してですね、今後どうしていかないかか。もう迷惑施設は要らんと。要らんですわ。金が十分あったら要りません。病院だって土庄町、金があったら合併なんかせんでええんですわ。統合せんでええと。小豆島町さん、もうちょっとあんたらやとつてくださいと言えるわけです。ところが悲しいかな、もうどんどん赤字が増えてくるから、もうこっちも持たんよになると。ここで25億円やるから、とにかく国としては、もう統合して健全化せえということなんですけど、これもですね、25億もろただけでですね、建物は建てれるけどですね、果たして経営はどういふか非常に分かりません。うまくいかなかったら、また一般会計から土庄町は持つていかないかんわけです。そういう非常に綱渡りの状況で今経済が進んでおります。そういう中でですね、今後ですね、町議会としては前向きにですね、踏み出していかないかんのやないかと。

確かに濱中さんのおっしゃるように豊島問題控えております。豊島問題はですね、豊島問題と今回のがれきの受け入れなんかについてはですね、全く別の問題ですよ。豊島問題は、1企業が金儲けのために無茶苦茶したわけですよ。香

川県がそれを見逃した。そういうのが原点です。このがれきの受け入れなんかは、もちろん全部を検査してですね、限定的に3年とか5年とか、限定的なものです。それも町の事業です。町がやる事業なんですよ。そしたら町がみんな監視したらいいじゃないかと。そういう考え方でですね、財政支援をお願いしたいというのが私の考え方やったわけです。迷惑施設でないとね、財政支援をしてくれんわけです。土庄町が予定しておりますし尿処理場もゴミの処分場も地域に対して条件工事をするわけです。約束しております。条件工事で飲んでもくださいと頼んでます。当然土庄町が東北のほうのがれきを受け入れるということになってきたら、財政支援をしてくださいよと。お願いしますという中で、そういう中で安全、もちろん安全、放射能なんかもう論外です。放射能あったら受け入れるはずない。住民が納得するはずないわけですよ。そういうなものを今から前向きで検討しましょうと。受け入れるということは決定しとるわけじゃないんです。今からこの皆さん、議会においてですね、受け入れに対してどういうことを調査して、どういうふうにやったらいけるやろかと。いけなんだら、やめなしゃあないわけです。けど、努力はせないかんと思います。努力をしてですね、この財政をね、財政支援を国と県にお願いしていくしかないんです、今。そうせんと財政破綻になります。破綻になったらおんなじ現象、ゴミも恐らく取りに来てくれんかも分からん。半分になったら、ゴミの収集もし尿もそういう住民サービス出来んようになりますよ。

福本さんがいつもおっしゃるとる福祉の問題とか社会保険の問題とか介護の問題、これだってね、破綻したら出来ませんよ。無い袖は振れんのですから。最低限のことはしてくれるでしょう、国からは。実際、自分の財源がないんですから。どうしてもなくなると。近い将来、もうその目の前に来てますよ。我々今何をせないかんかと考えるんは、私は、正當やと思うとります。迷惑施設は出来るだけ誰も受けたない、受けたなくてもですね、今国が困つとるわけです。東北が困つとるわけです。それをですね、受け入れる。その中で財政資本をお願いしたいと。それから、焼却炉なんか、もう古なってしもとる。どんどん、どんどん延ばしております。これもですね、新しく国から全額負担してもろて合併、東北のゴミを焼却して、その後土庄町がつこうたらええわけですよ。そんなら何十億は儲かりますよ。30億か40億。そしたらまた、借金せんでええわけですから。そういうことを考えていかないと間違いなく滅びていくと思います。そういう概念が土庄町自体、全体的にもないんじゃないかと。議会としてはですね、そういう概念を持ってですね、我々14人を引っ張って、13人を引っ張って行って欲しい、議長は。そういう考え方が余りにも欠如しております

たので、決議案を出させていただきました。この一石によってですね、土庄町の職員も町長も副町長も我々議員も、また町民もですね、一体どうなっとなかというのをね、この問題からですね、十分検討していただきたいということで出した所存です。以上です。

○副議長（藤本誠助君）

これもちまして提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（発議第 3 号）

○副議長（藤本誠助君）

ただいま説明のありました発議第 3 号について、質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○副議長（藤本誠助君）

ないようでございますので、発議第 3 号についての質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 3 号）

○副議長（藤本誠助君）

発議第 3 号、上川正衛議長の不信任決議案について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

○副議長（藤本誠助君）

8 番 山本良熙君。

○8 番（山本良熙君）

8 番 山本良熙です。

上川正衛議長への不信任決議案については、反対いたします。以上です。

○副議長（藤本誠助君）

賛成討論の発言を許します。

○副議長（藤本誠助君）

11 番 川口幸路君。

○11 番（川口幸路君）

賛成いたします。

○副議長（藤本誠助君）

ほかに討論ありませんか。

○副議長（藤本誠助君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

まず、今、山田議員から的是ですね、お話があった 1 つ目の理由なんですけども、病院の問題については、病院の再編の特別委員会の中でですね、私以外の委員の皆さんが町長に委任するという事で納得をされておられたという経過があります。で、それを受けてでのこの話になっておりますので、少しちょっと山田議員の認識と私の認識が、ずれてる部分があると思います。

2 つ目についてはですね、財政難に対する認識が著しく欠如しているということが、不信任の理由になっておりますけれども、これは、山田議員の主観だというふうに私は受け取っております。何よりもですね、こういった理由によってですね、このような理由によるですね、議長の不信任というのはですね、議会と議長の、議長職の尊厳を自ら下げるものであり、こういうやり方は認められないと考えるものであります。

○副議長（藤本誠助君）

賛成討論はありませんか。

○副議長（藤本誠助君）

7 番 泊 満夫君。

○7 番（泊 満夫君）

7 番 泊です。

今、山田議員が補足説明の中でかなり多岐にわたって述べられた事実は、やはりあの、先の総務建設委員会の中でやはり 30 年度には約 3 億の赤字、今の現状の中から人口統計資料を基にして出した数字でありますから、非常に貴重な資料といいますか、わが町の先行きを物語っておる数字だというふうに考えますし、やっぱり率直に言いまして私自身もこの数字ずっと見ていたら、ほんとにどんなしたらこの 3 億の赤字を防げるんだろうかという疑問に突き当たりました。で、正直平たい言葉で言えば、今わが町が独自収入を得る道ってというのは何があるんでしょうか。やっぱり山田議員おっしゃるように外貨を稼ぐのがまず第一じゃないかと思えますし、そのための観光産業を活発にする。その

関連産業の農業や水産業や商業やそれらを活発にしていく。これはやっぱり方向としては、正しいんじゃないかと思えますし、また、それを補足するように県・国からのいろんな事業を行っていく中で、それらを少しずつ蓄財をし、わが町の財政を少しでも赤字になっていくのをブレーキを踏んでいく。この認識にやっぱり立つべき、まして議会のトップのことをございますから、お互いにこの分については、我々自身も反省をしつつ、やはり改めて出発をしなければならぬという観点から、私は山田議員の提案に賛成したいと思います。以上です。

○副議長（藤本誠助君）

ほかに討論ありませんか。

○副議長（藤本誠助君）

5番 佐々木邦久君。

○5番（佐々木邦久君）

佐々木です。

私は、この提案者の意見に反対です。

始めてまだ1年経ってございます。もうあと2、30日したら1年経とうかと思えますが、確かに提案者の考えは素晴らしいです。また、人をひきつける話術も持っておりますし、どんどんと前へ引っ張っていく力もございます。ただ、今、こう言うておる時期ですかと。やっぱり、今、大事なんは、提案者がこれだけ素晴らしい考えを持っておられるんなら、お互いに14人が固まってそういう作業をしていきますよというようなことで、今の議長を盛り立てていくのが筋じゃないかと思えます。まあ理由としましては、悪いことをしたとかそういう分だったら、やっぱりこういうところできちんと揉んでもらわないかんかと思えますが、一生懸命頑張ってやっております。それを我々が、8人の人が選びました。こういう状態の中でやっぱりみんなが協力するというのが、私がこの提案に反対する理由でございます。以上です。

○副議長（藤本誠助君）

ほかに討論はありませんか。

○副議長（藤本誠助君）

6番 川本貴也君。

○6番（川本貴也君）

提案者の意見に賛成させていただきます。

この提案理由の中に説明ありましたとおり、病院問題に関しましては、私自身も2回、3回、複数にわたりまして、議会全員への情報の開示、また十分な協議をお願いした経緯がございました。ところが、議会最終日において、いきなり当日の発表。あまりにも再三再四、私はお願いしたにもかかわらず、全員に対する説明不足があったと。当然ながら、そういった議会軽視の部分でも当然だと思えますし、先ほど反対理由の中でも一生懸命やっておられるという意見もありましたけれども、果たして個人では一生懸命やっておられるんですけれども、議会全体の考えでは果たしてどうなんでしょうか。私自身、その点につきましては、その23日最終日当日、指摘をさせていただきました。確かに、議長、副議長から私自身への謝罪はございました。しかし、ほかの議員への謝罪は、まして正式な場所での謝罪はやられてないと思えます。また、その後全員に対する次なる病院の活動に向けての説明も全く皆無と言っていいほど無いと。小豆島町との間の中で、こういう病院問題、重要な事案を決定するにつき、このような23日のときに、いきなり発表するというような議会軽視の部分があって以降もですね、一切その改善が見られないという理由で、私は、提案者に賛成させていただきたいと思えます。以上です。

○副議長（藤本誠助君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○副議長（藤本誠助君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○副議長（藤本誠助君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号については、反対がありますので、投票によって採決をいたします。

○副議長（藤本誠助君）

これから発議第3号、上川正衛議長の不信任決議案について採決を行います。

この採決は無記名投票で行います。

（福本耕太君 退席）

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長（藤本誠助君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、2番濱中幸三君、3番山田建之君を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○副議長（藤本誠助君）

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に2番濱中幸三君、3番山田建之君を指名いたします。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

会議時間の延長

○副議長（藤本誠助君）

この時間をちょっとお借りしまして、時間延長について申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長をいたしますので、ご了承願いたいと思います。

○副議長（藤本誠助君）

投票用紙の配布もれはありませんか。

(確認)

○副議長（藤本誠助君）

配布もれなしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入のうえ、順次投票を願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否すなわち反対とみなします。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○副議長（藤本誠助君）

異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○議会事務局長（鳥井基史君）

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。

2 番濱中幸三議員、3 番山田建之議員、4 番山崎勝義議員、5 番佐々木邦久議員、6 番川本貴也議員、7 番泊 満夫議員、8 番山本良熙議員、9 番三枝邦彦議員、10 番井上正清議員、11 番 川口幸路議員、12 番太田和博議員、以上でございます。

（点呼順により投票を行う。）

○副議長（藤本誠助君）

投票もれはありませんか。

（確 認）

○副議長（藤本誠助君）

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

2 番濱中幸三君、3 番 山田建之君、立ち会いをお願いいたします。

（2 番浜中幸三君及び 3 番 山田建之君が立ち会いのもと、職員が開票）

○副議長（藤本誠助君）

投票の結果を申し上げます。

投票総数 11 票、有効投票中、賛成が 8 票、反対が 3 票。

以上のおり賛成が多数であります。

よって、発議第 3 号、上川正衛議長の不信任決議案は原案のおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖を解く）

○副議長（藤本誠助君）

上川正衛君の入場を許可します。

（上川正衛君 入場）

（福本耕太君 入場）

休憩

- 副議長（藤本誠助君）
暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4 時 39 分
再 開 午後 4 時 43 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 副議長（藤本誠助君）
再開いたします。
おはかりいたします。
先ほど休憩中に、議長 上川正衛君から議長辞職願いが提出されました。
この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と叫ぶものあり)

議長辞職について

- 副議長（藤本誠助君）
ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第 117 条の規定により、上川正衛君の退席を求めます。

(上川正衛君 退席)

○副議長（藤本誠助君）

辞職願いを職員に朗読させます。

(辞職願い 職員が朗読)

○副議長（藤本誠助君）

おはかりいたします。

上川正衛君の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、上川正衛君の議長辞職を許可することに決しました。

上川正衛君の入場を許可します。

(上川正衛君 入場)

○副議長（藤本誠助君）

ただ今、議長が欠員となりました。

おはかりいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙第 1 号として、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

議長の選挙

○副議長（藤本誠助君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙第 1 号として選挙を行うことに決しました。

休憩

- 副議長（藤本誠助君）
暫時休憩します。

（選挙第 1 号の配布）

休 憩 午後 4 時 57 分
再 開 午後 4 時 59 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

- 副議長（藤本誠助君）
再開いたします。
おはかりいたします。
選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により投票にいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか

（「異議なし」と叫ぶものあり）

- 副議長（藤本誠助君）
ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は投票によることに決しました。

○副議長（藤本誠助君）
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（藤本誠助君）
ただ今の出席議員は14名であります。
おはかりいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番 山崎勝義君、5番 佐々木邦久君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○副議長（藤本誠助君）
ご異議なしと認めます。

よって、立会人に、立会人に4番 山崎勝義君、5番 佐々木邦久君を指名いたします。

○副議長（藤本誠助君）
投票用紙を配布させます。

（投票用紙配布）

○副議長（藤本誠助君）
投票用紙の配布もれはありませんか。

（確 認）

○副議長（藤本誠助君）
配布もれなしと認めます。
投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○副議長（藤本誠助君）
異常なしと認めます。
これより投票に移ります。
念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。
投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
点呼を命じます。

○副議長（藤本誠助君）
議会事務局長。

○議会事務局長（鳥井基史君）
それでは、議席順に順次名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票を

お願いします。

1 番 福本耕太議員、2 番 濱中幸三議員、3 番 山田建之議員、4 番 山崎勝義議員、5 番 佐々木邦久議員、6 番 川本貴也議員、7 番 泊 満夫議員、8 番 山本良熙議員、9 番 三枝邦彦議員、10 番 井上正清議員、11 番 川口幸路議員、12 番 太田和博議員、14 番 上川正衛議員、13 番 藤本誠助議員、以上でございます。

○副議長（藤本誠助君）

投票もれはありませんか。

（確 認）

○副議長（藤本誠助君）

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

○副議長（藤本誠助君）

開票を行います。

4 番 山崎勝義君、5 番 佐々木邦久君、立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○副議長（藤本誠助君）

選挙の結果を申し上げます。

投票総数 14 票、そのうち有効投票 13 票、無効投票 1 票です。

有効投票中、三枝邦彦君 11 票、川口幸路君 1 票、福本耕太君 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3.25 票であります。

よって、三枝邦彦君が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖を解く）

○副議長（藤本誠助君）

ただいま、議長に当選されました三枝邦彦君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

三枝邦彦君、議長当選のごあいさつをお願いいたします。

○9 番（三枝邦彦君）

一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま選挙によりまして不肖私が議長職という大役に指名をいただきまして、大変光栄に存じております。

わが町は少子高齢化、人口減少が進む中、極めて厳しい財政状況を迎えています。住民福祉の向上をはじめ、町財政発展など重要な課題が山積してお

り、創意と工夫で柔軟かつ的確に対応し、力いっぱい頑張りたいと決意しております。若輩者でございます。また、皆さん方にご指名いただいた限り、皆さんの、14名の方で、これからこの土庄を引っ張って、皆さんにもご協力いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大変簡単ではございますけれども、決意のほどの表明をいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○副議長（藤本誠助君）

これを持ちまして、議長席を新議長と交代いたします
三枝邦彦君、議長席にお着き願ひます。

休憩

○議長（三枝邦彦君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5 時 18 分

再 開 午後 5 時 20 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

- 議長（三枝邦彦君）
再開いたします。

議員提案、提案理由の説明（発議第4号）

- 議長（三枝邦彦君）
日程第6、発議第4号、藤本誠助副議長の不信任決議案を議題といたします。

- 議長（三枝邦彦君）
地方自治法第117条の規定により、藤本誠助君の退席を求めます。
(藤本誠助君 退席)

- 議長（三枝邦彦君）
提出者から提案理由の説明を求めます。

- 議長（三枝邦彦君）
3番 山田建之君。

- 3番（山田建之君）
発議第4号、藤本誠助副議長の不信任決議案。上記の案件を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。平成24年4月6日、土庄町議会議長、上川正衛殿。提出者、土庄町議會議員、山田建之、賛成者、同、川口幸路、同、泊満夫、同、川本貴也。

藤本誠助副議長の不信任決議案

本議会は、土庄町議会副議長 藤本誠助君に対し、次の理由により信任しないことを決議する。

理由1.現在土庄町が早急に解決していかなければならない最大の問題である土庄中央病院と内海病院との統合病院建設、病院再編問題に対して、統合病院建設場所選定について、町議会に一度も説明もなく、3月23日の議会最終日の全員協議会において、突然、小豆島町池田に決定したので了承して欲しいという話が議長からあった。当該行為は、議会軽視以外何ものでもなく、議長を補佐する立場にある副議長としての責務がなされていないと判断される。このような行為は、土庄町議会副議長として信任に値しないものである。

2.土庄町が平成30年度には約3億円の財政赤字になるとの予測が平成23年11月24日開催の総務建設常任委員会において公表され、今後、土庄町は財政再生、財政赤字を避けることに向けて最大の努力をしなければいけない時期であ

るが、議長を補佐する立場である副議長はその認識が著しく欠如しており、土庄町議会副議長として信任に値しないものである。

平成 24 年 4 月 6 日、香川県小豆郡土庄町議会。以上です。

○議長（三枝邦彦君）

これをもちまして提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（発議第 4 号）

○議長（三枝邦彦君）

ただいま説明のありました発議第 4 号について、質疑のある方はご発言願います。

○議長（三枝邦彦君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

提案理由の括弧 2 の中でですね、副議長はその認識が著しく欠如しており、という文言があるわけなんですけど、その財政再生に関して、その認識が著しく欠如している、著しく欠如していると具体的なことを、どのようなことか質問したいと思います。

○議長（三枝邦彦君）

3 番 山田建之君。

○3 番（山田建之君）

観光再生、観光振興につきまして、いろいろ協議をいたしました。その中でですね、土庄町が観光を振興していくためには、海上交通問題を取り上げないかんという中でですね、協議があったんですけど、反対でした。フェリー問題をどういうふうにしていくかと。私のほうは、昨年より、長崎市なんかに視察に参りまして、観光と交通という問題でどうしたらいいだろうかという中で、フェリーの公設民営化が一番効果があるんじゃないかというような形でですね、丸亀市あたりはですね、公的資金、税金を使いまして公設民営化をやっております。丸亀市は、フェリーと高速艇の 2 隻を市の備品として持ちまして、それを民間に貸し与えて、償却が要らないから、金額、運賃を安くするというような政策をとっております。そういう中で活性化をしております。今回、来年度からの瀬戸内芸術祭については、丸亀本島あたりの、そのあたりの航路に、会場が増加になります。そういう中で島の活性化を図るということで取り組んで

おります。その問題についても、税金を使うのはあかんと。税金使うんはあかんと言うて、みな税金使うてるやないかと。140億の税金使ってるわけです。それをどういうふうに分けるかの問題であってですね、住民のために税金使うんは当然、町の仕事です。それに対して、私らが、議会として効果があるように使って欲しいと。税収が上がるようなほうに持って欲しいという感覚で述べたんですけど、そういうあたりが非常に欠如しとんじやないかなということなんです。以上です。

○議長（三枝邦彦君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

ほかに財政再生について、そういう認識が著しく欠如しておりというようなことはありませんでしょうか。

○議長（三枝邦彦君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

今回のがれき受け入れに対しても非常に反対でした。まあ、明確ではなかったんですけど、反対だと思います。それは、いろんな意見がありますから、一人ひとりが生きてきた環境も違いますし、考え方も違います。それは当然のことだと思います。満場一致でなることはありませんけど、リーダーとして前へ引っ張っていく人間としてですね、一番大切じやないかなという経済、この財政再生に向けてですね、もう少しお金のほうのことを考えないといろんな事業がやっていけんようになるんじゃないかと。先ほどもいいましたように福祉の問題とか社会保険の問題とか、そういうのがやっぱりお金がなかったら、なんぼやるやるとも出来んはずですよ。町長が所信表明でですね、元気な町、安心な町、将来に希望が持てる町ということで所信表明しておりますけど、非常に危ぶまれる状況です。今。そういう中で、財政についてですね、力いっぱい引っ張って行っていただきたいわけです。我々も意見いっぱい言いますから。で、決めたらこういうふうにしていこうという形で進める中でですね、まあ非常に私と友だちでもありますし、残念ですけど、私がこの不信任案を出して、皆さんに先ほど議長の場合と同じく一石を投じて認識を深く考えていただきたいために出したわけです。本当に心の底からやめないかんとか、そういう気は私は持っておりません。町議会はもう少し、この危機に対する今後どうしていかないかとかというものを十分検討していただきたいために、こういう荒っぽい手段を取りました。それは非常に悪いことですから。ですけど、土庄町の今

後のためには、やっていかないかんとってやりました。以上です。

○議長（三枝邦彦君）
ほかにございませんか。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）
ほかにないようでございますので、発議第 4 号についての質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 4 号）

○議長（三枝邦彦君）
発議第 4 号、藤本誠助副議長の不信任決議案について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（三枝邦彦君）
14 番 上川正衛君。

○14 番（上川正衛君）
私は、藤本議員は副議長として職務を全うしてるというふうに思っております。よって、本案に対して反対をいたします。以上です。

○議長（三枝邦彦君）
賛成討論の発言を許します。

○議長（三枝邦彦君）
11 番 川口幸路君。

○11 番（川口幸路君）
山田議員の提案理由について賛同できますので、賛成でございます。

○議長（三枝邦彦君）
ほかに討論ありませんか。

○議長（三枝邦彦君）
ほかにございませんか。

（発言者なし）

- 議長（三枝邦彦君）
ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。
- 議長（三枝邦彦君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
発議第 4 号については、反対がありますので、投票によって採決をいたします。
- 議長（三枝邦彦君）
これから発議第 4 号、藤本誠助副議長の不信任決議案について採決を行います。この採決は無記名投票で行います。
(福本耕太君 退席)
議場の閉鎖を命じます。
(議場閉鎖)
- 議長（三枝邦彦君）
ただ今の出席議員は、12 名であります。
お諮りいたします。
会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に、6 番 川本貴也君、7 番 泊満夫君を指名いたします。
これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶものあり)
- 議長（三枝邦彦君）
ご異議なしと認めます。
よって、立会人に 6 番 川本貴也君、7 番 泊満夫君を指名いたします。
投票用紙を配布させます。
(投票用紙配布)
- 議長（三枝邦彦君）
投票用紙の配布もれはありませんか。
(確 認)
- 議長（三枝邦彦君）
配布もれなしと認めます。
念のため申し上げます。
本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入のうえ、順次投票を願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び
-

賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否すなわち反対とみなします。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長 (三枝邦彦君)

異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○議長 (三枝邦彦君)

議会事務局長 鳥井基史君。

○議会事務局長 (鳥井基史君)

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。

2 番濱中幸三議員、3 番山田建之議員、4 番山崎勝義議員、5 番佐々木邦久議員、6 番川本貴也議員、7 番泊 満夫議員、8 番山本良熙議員、10 番井上正清議員、11 番 川口幸路議員、12 番太田和博議員、14 番上川正衛議員、以上でございます。

(点呼順により投票を行う。)

○議長 (三枝邦彦君)

投票もれはありませんか。

(確 認)

○議長 (三枝邦彦君)

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

6 番 川本貴也君、7 番 泊 満夫君、立ち会いをお願いいたします。

(6 番 川本貴也君及び 7 番 泊 満夫君が立ち会いのもと、職員が開票)

○議長 (三枝邦彦君)

投票の結果を申し上げます。

投票総数 11 票、有効投票中、賛成が 8 票、反対が 3 票。

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、発議第 4 号、藤本誠助副議長の不信任決議案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○議長 (三枝邦彦君)

藤本誠助君の入場を許可します。

(藤本誠助君 入場)

(福本耕太君 入場)

休憩

○議長 (三枝邦彦君)

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5 時 23 分

再 開 午後 5 時 24 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長 (三枝邦彦君)

再開いたします。

おはかりいたします。

先ほど休憩中に、副議長 藤本誠助君から副議長辞職願いが提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

副議長辞職について

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第 117 条の規定により、藤本誠助君の退席を求めます。

(藤本誠助君 退席)

○議長（三枝邦彦君）

辞職願いを職員に朗読させます。

(辞職願い 職員が朗読)

○議長（三枝邦彦君）

おはかりいたします。

藤本誠助君の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、藤本誠助君の副議長辞職を許可することに決しました。

藤本誠助君の入場を許可します。

(藤本誠助君 入場)

○議長（三枝邦彦君）

ただ今、副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙第 2 号として、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

副議長の選挙

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙第 2 号として選挙を行うことに決しました。

休憩

○議長（三枝邦彦君）
暫時休憩いたします。

（選挙第 2 号の配布）

休 憩 午後 5 時 25 分

再 開 午後 5 時 26 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ

議会事務局職員

休憩前に同じ

再開

○議長（三枝邦彦君）
再開いたします。

おはかりいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により投票にいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）
ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は投票によることに決しました。

○議長（三枝邦彦君）
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（三枝邦彦君）
ただ今の出席議員は14名であります。
おはかりいたします。
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番 山本良熙君、10番 井上正清君を指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）
ご異議なしと認めます。
よって、立会人に、立会人に8番 山本良熙君、10番 井上正清君を指名いたします。

○議長（三枝邦彦君）
投票用紙を配布させます。

（投票用紙配布）

○議長（三枝邦彦君）
投票用紙の配布もれはありませんか。

（確認）

○議長（三枝邦彦君）
配布もれなしと認めます。
投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（三枝邦彦君）
異常なしと認めます。
これより投票に移ります。
念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。
投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
点呼を命じます。

○議長（三枝邦彦君）

議会事務局長。

○議会事務局長（鳥井基史君）

それでは、議席順に順次名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いします。

1 番 福本耕太議員、2 番 濱中幸三議員、3 番 山田建之議員、4 番 山崎勝義議員、5 番 佐々木邦久議員、6 番 川本貴也議員、7 番 泊 満夫議員、8 番 山本良熙議員、10 番 井上正清議員、11 番 川口幸路議員、12 番 太田和博議員、13 番 藤本誠助議員、14 番 上川正衛議員、9 番 三枝邦彦議員、以上でございます。

○議長（三枝邦彦君）

投票もれはありませんか。

（確 認）

○議長（三枝邦彦君）

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

開票を行います。

8 番 山本良熙君、10 番 井上正清君、立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（三枝邦彦君）

選挙の結果を申し上げます。

投票総数 14 票、そのうち有効投票 12 票、無効投票 2 票です。

有効投票中、井上正清君 11 票、福本耕太君 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3.0 票であります。

よって、井上正清君が副議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖を解く）

○議長（三枝邦彦君）

ただいま、副議長に当選されました井上正清君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

井上正清君、副議長当選のごあいさつをお願いいたします。

○10 番（井上正清君）

一言ごあいさつ申し上げます。

ただ今、選挙によりまして、副議長という重責にご指名をいただきまして、

誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

お見かけのとおり、浅学非才でございますが、議員皆さまのご協力をいただき、新議長を補佐し、住民福祉の向上と町の発展のために、その任務を全ういたしたいと思っております。

今後とも一層のご指導とご鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、ごあいさつといたします。誠にありがとうございました。

(拍手)

議席の一部変更

○議長（三枝邦彦君）

おはかりいたします。

この際、日程を追加し、議席の一部変更をいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、これを日程に追加し、議席の一部変更を行います。

今回の選挙により、議長、副議長が交代いたしましたので、会議規則第 3 条第 3 項の規定により、11 番 川口幸路君を 9 番に、12 番 太田和博君を 10 番に、13 番 藤本誠助君を 11 番に、14 番 上川正衛君を 12 番に、

(「違うやろ。」という声あり。)

○議長（三枝邦彦君）

大変失礼しました。

それでは、もう一度読み上げさせていただきます。

14 番 上川正衛君を 9 番に、11 番 川口幸路君を 10 番に、12 番 太田和博君を 11 番に、13 番 藤本誠助君を 12 番に、10 番 井上正清君を 13 番に、9 番 三枝邦彦を 14 番にそれぞれ議席を変更いたします。

閉会

○議長（三枝邦彦君）

以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、平成 24 年 4 月土庄町議会臨時会を閉会いたします。

誠にお疲れさまでございました。

閉 会 午後 5 時 39 分